

諮問番号：平成31年度諮問第1号

答申番号：平成31年度答申第3号

答申書

第1 審査会の結論

処分庁広島市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、広島市A区a〇番〇の土地（以下「本件土地」という。）の差押処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は理由がないから棄却されるべきとの審査庁広島市長（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

- 1 本件処分は、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第48条が定める納税義務者に対する保護義務に違反している。
- 2 僅か300万円の滞納税金に対して、1坪80万円ないし90万円もする本件土地を差し押さえるのは、衡平の理念、合理的裁量に著しく反する。
- 3 審査請求人は、本件土地において駐車場を経営しており、貴重な収入源である。
- 4 本件処分の執行によって、生活が困窮し、事業継続が困難となる。現金が必要となり、業務妨害を受ける。資産価値の下落、精神的な苦痛、時間的及び経済的な損害等の甚大な損害を被らされ、その対応を余儀なくされた。
- 5 平成30年8月13日に本件処分を知ってから、滞納金額の一部として、同月15日に現金書留で1万円を、同年9月26日に納付書で3万2400円を支払った。
- 6 平成30年10月11日の時点で、審査請求人は、滞納金額の一部として4万2400円を支払っており、本件処分における滞納金額が違っている。
- 7 審査請求人は、財産の隠滅及び逃亡をすることはなく、誠実な対応、相談、意思表示をなしてきた。
- 8 審査請求人は、平成28年度分から平成30年度分（第1期）までの固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）並びに平成29年度分の軽自動車税（以下これらを併せて「本件各固定資産税等」という。）の徴収金に係る督促状を受け取っていない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 審理員意見書の結論
本件審査請求は、理由がないため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。
- 2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分の要件について

ア 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第371条第1項及び第457条第1項は、納税者が納期限までに固定資産税等及び軽自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない旨、また、法第373条第1項第1号及び第459条第1項第1号は、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る固定資産税等及び軽自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税等及び軽自動車税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない旨、それぞれ規定している。

イ 審査請求人は、納期限までに本件各固定資産税等の徴収金を完納しなかったことから、処分庁は、審査請求人に対し平成28年5月24日から平成30年5月22日までの間に本件各固定資産税等の徴収金に係る各督促状を発したものの、審査請求人は、同年6月19日（以下「本件処分日」という。）現在において、本件各固定資産税等の徴収金を完納していない。そして、本件処分日は、これらの督促状を発した日から起算して10日を経過した日後である。

ウ したがって、本件処分日現在において、法第373条第1項第1号及び第459条第1項第1号が規定する差押えの要件が満たされていたと認められる。

(2) 本件処分の効力発生について

ア 固定資産税等及び軽自動車税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされている（法第373条第7項、第459条第6項及び第702条の8第1項）。

イ 国税徴収法第68条第1項及び第4項は、不動産の差押については、滞納者に対する差押書の送達により行い、その効力発生時期については、当該差押の登記が差押書の送達前にされた場合には当該差押の登記がされた時に差押の効力が生ずる旨規定している。

ウ 本件処分に係る差押書は、平成30年7月2日に審査請求人に送達されており、また、同年6月20日付けで本件処分に係る差押登記が行われていることから、同日に本件処分の効力が生じたと認められる。

(3) 差押制限について

ア 法第15条第1項は、地方団体の長は、納税者等の申請に基づき、徴収金の徴収を猶予することができる旨規定しているが、本件処分が行われるまでに、審査請求人は当該申請を行っていない。

イ 法第15条の7第1項は、地方団体の長は、同項第1号から第3号までのいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる旨規定しているが、本件処分日現在、当該執行が停止されていた事実はない。

ウ 国税徴収法第75条から第77条までは、差し押さえることができない財産に

ついて規定しているところ、本件土地はいずれにも該当しない。

エ 国税徴収法第78条は、同条に掲げる財産は、滞納者がその国税の全額を徴収することができる財産で、換価が困難でなく、かつ、第三者の権利の目的となっていないものを提供したときは、その選択により、差押をしないものとする旨規定しているが、審査請求人は、本件処分が行われるまでにそのような財産の提供を行っていない。

オ よって、本件処分が行われた時点において、本件土地の差押えが制限されていなかったと認められる。

(4) 審査請求人の主張について

ア 超過差押えについて

(7) 審査請求人は、本件処分により生活が困窮する、僅か300万円の滞納税金に対して1坪90万円もする本件土地を差し押さえるのは合理的裁量等に著しく反する、国税徴収法第48条が定める納税者に対する保護義務に違反しているなどと主張する。

(4) これは、国税徴収法第48条第1項が、国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押さえることができないと定めているところ、本件土地の価額が、本件各固定資産税等の徴収金の額より高額であるから、本件処分は、徴収のために必要な財産以外の財産を差し押さえるもので、同項に反すると主張するものと考えられる。

(7) しかしながら、当該財産が1筆の土地である場合には、処分庁が1筆の土地を分筆して差押処分することを認める規定はないのであるから、当該財産の価額が差押えに係る徴収金の額を超過する場合であっても、その差押えが直ちに違法又は不当とはならないと解される。

(4) この点、処分庁が滞納処分を行うに当たって、滞納者の財産のうち、いかなる財産を差し押さえるかについては、差し押さえる財産の選択についての規定が存在しないことから、処分庁の合理的な裁量に属するものと解されている。よって、処分庁の裁量に基づく判断において、著しく不合理な点がある場合には、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるものとして、当該判断が違法又は不当となると考えられる。

(4) 本件処分における差押財産の選択については、次のとおりである。

a 審査請求人の預金及び年金の状況については、次のとおりであり、これらを差し押さえて換価したとしても本件各固定資産税等の徴収金の全額を徴収することができないことは明らかであるから、これらを差押財産としなかったことには合理性がある。

(a) 株式会社○銀行

- | | |
|--------|----|
| ① 普通預金 | ○円 |
| ② 貯蓄預金 | ○円 |

(b) 株式会社○銀行

- ① 通常貯金（４口座） ○円
○円
○円
○円
- ② 定期貯金 ○円

(c) ○信用金庫及び○信用金庫 審査請求人名義の口座はない。

(d) 審査請求人への各期の年金総支給額 ○円

b 審査請求人の所有する不動産については、次のとおりと認められ、これらの中から本件土地を差押財産としたことには合理性がある。なお、平成31年1月18日付け回答書2枚目の9行目の『『無道路地』、『接道が狭い』に該当する』との記載に関する審査請求人の主張はない。

(a) 審査請求人は、甲府市所在の土地9筆及び家屋10棟を所有している。

(b) 不動産の差押えは、不動産を公売に付し、滞納となっている徴収金を徴収することを最終目的にしており、不動産を公売に付するに当たっては、権利関係等の特定や鑑定のための現地調査を要することから、遠隔地である甲府市所在の不動産は、当該現地調査が困難であり換価が容易な土地ではない。

(c) 審査請求人は、広島市A区所在の本件土地、a○番○の土地、b○番○の土地、同○番○の土地、同○番○の土地、同○番○の土地及び同○番○の土地並びに同土地上の家屋3棟を所有している。

(d) 前記(b)でも述べたとおり、不動産の差押えは、不動産を公売に付し、滞納となっている徴収金を徴収することを最終目的にしていることから、滞納者が複数の不動産を所有する場合に差押えを行う不動産を選択するに当たっては、当該不動産の公売による売却の予定価格が滞納となっている徴収金を徴収するために適当な価格である必要があるところ、適正な時価（法第341条第5号）である固定資産税評価額（以下「評価額」という。）を当該予定価格の参考として差押えを行う不動産を選択することには合理性があるといえる。

(e) b○番○の土地及びa○番○の土地は、その評価額がそれぞれ807万8000円及び671万3000円であり、これらの合計額が1479万1000円であるところ、これらの土地には、平成27年11月12日付けで、当該合計額を超える1794万1300円を債権額と、○を抵当権者とそれぞれする抵当権設定登記がなされていることが認められる。そして、国税徴収法第14条は、国税につき徴した担保財産があるときは、その国税は、その換価代金につき他の国税及び地方税に先立って徴収する旨規定していることから、処分庁は、これらの土地を差し押さえて公売に付したとしても

配当が見込めない。

- (f) b○番○の土地は、市道等に接道しておらず、換価が困難である。
- (g) b○番○の土地及び同○番○の土地は、車両が通行可能な道路に接道しておらず、換価が困難である。
- (h) b○番○の土地上の家屋3棟は、評価額がそれぞれ1万9000円、2万4000円及び17万4000円であり、換価が困難である。
- (i) 本件土地及びb○番○の土地は、評価額がそれぞれ3505万8000円及び4729万9000円であり、本件土地の評価額は、本件各固定資産税等の徴収金の全額を徴収するために十分な額であるにもかかわらず、本件土地よりも評価額が高い同○番○の土地を差し押さえる必要性があるとは認められない。
- (j) よって、本件各固定資産税等の徴収金に係る差押処分を行うに当たり、審査請求人が所有する前記(a)から(i)までの不動産のうち、本件土地よりも差押えに適した不動産があると認めることはできない。

(k) したがって、処分庁が本件土地の差押処分を行ったことは、その判断に合理的な裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるとは認められないから、違法又は不当ということとはできない。そして、本件処分では、前記(k)のとおり、審査請求人の所有する財産のうち、合理的な裁量により本件土地1筆のみを差し押さえているのであるから、本件土地の評価額が本件各固定資産税等の徴収金の額を超過していたとしても、国税徴収法第48条第1項に規定する「税を徴収するために必要な財産」といえるのであって、本件処分は同項に違反するものではない。

イ 滞納処分の停止の要件の該当性について

- (7) あるいは、審査請求人の前記アの(7)の主張は、審査請求人は、本件処分によって生活が著しく窮迫しており、処分庁が本件処分を行う時点で法第15条の7第1項に基づく滞納処分の執行を停止することができる要件に該当していたと主張するものと解することもできる。
- (i) 法第15条の7第1項は、滞納処分をすることができる財産がないとき、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、及びその所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときのいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる旨規定している。
- (ii) 前記(i)の要件のうち、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときとは、「滞納者の財産につき滞納処分を執行することにより、おおむね、生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けなければ生活を維持できなくなる程度の状態になるおそれのある場合をいう」（地方税務研究会編「地方税法総則逐条解説」413頁及び414頁）とされている。
- (iii) 審査請求人は、自らの居住用ではない不動産を本件土地を含めて複数所有し

ていることからすれば、前記(イ)のいずれの要件にも該当しない。

ウ 審査請求人のその他の主張について

- (ア) a 審査請求人は、平成30年8月13日に本件処分を知ってから、滞納金額の一部として、同月15日に1万円を、同年9月26日に3万2400円をそれぞれ支払い、同年10月11日の時点で合計4万2400円を支払っており、本件処分における滞納金額が違うなどと主張する。
- b しかしながら、処分の取消しを求める審査請求の違法性及び不当性の判断は当該処分を行った時の事実状態を基準として行われるべきであるところ、いずれも本件処分日後の事実に関する主張であるから、当該主張は本件処分の違法性及び不当性に関する主張とはなり得ない。
- (イ) a 審査請求人は、財産の隠滅及び逃亡をしないとか、誠実なる対応、相談、意思表示をなしてきたなどとした上で、法的にも差押えの意義に著しく反するなど主張する。
- b しかしながら、法第373条第1項及び第459条第1項は、滞納者が納付の意思を示しているといった事情の有無は要件としておらず、法第373条第1項及び第459条第1項に規定する要件を満たす場合には徴税吏員は滞納者の財産を差し押さえなければならないとしているのであるから、審査請求人の前記aの主張は、そもそも本件処分の適法性及び不当性に影響を及ぼすものではないことは明らかである。
- (ロ) a 審査請求人は、「『とく促』について『不知』『ない』。」と主張する。
- b これは、審査請求人は、本件各固定資産税等の徴収金に係る督促状を受け取っていないから、本件処分は違法なものであると主張する趣旨と解される。
- c しかしながら、法第20条第4項は、通常取扱いによる郵便により地方団体の徴収金の賦課徴収に関する書類を発送した場合には、その郵便物は、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定する旨規定している。
- d そして、処分庁の記録によれば、処分庁は、審査請求人に対し平成28年5月24日から平成30年5月22日までの間に本件各固定資産税等の徴収金に係る各督促状を通常取扱いによる郵便で発送していることが認められる。
- e そうすると、本件各固定資産税等の徴収金に係る督促状は、法第20条第4項により通常到達すべきであった時に送達があったものと推定されるどころ、これに反する事実は認められないから、審査請求人の主張は採用することができない。

第4 審査庁の裁決に対する考え方の要旨

本件審査請求は、審理員意見書のとおり、棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

平成31年4月16日 審査庁から諮問書を受領
令和元年5月13日 第1回合議体会議 調査審議
令和元年6月10日 第2回合議体会議 調査審議
令和元年7月 8日 第3回合議体会議 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件処分が法に規定される差押えの要件を満たしていたこと、本件土地の差押えは制限されていなかったこと及び審査請求人が滞納処分の停止の要件に該当していないことについては、審理員意見書のとおりである。

2 処分庁が本件土地を差押財産として選択したことについて

(1) 処分庁が滞納処分を行うに当たって滞納者の財産のうちいかなる財産を差し押さえるかについては、処分庁の合理的な裁量に属するものと解されていることから（東京地裁平成25年（行ウ）第424号同26年10月30日判決、福岡地裁平成25年2月26日判決（判例自治381号21ページ）等）、処分庁の裁量に基づく判断に著しく不合理な点がある場合に、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるものとして、当該判断が違法又は不当となると考えられる。

(2) これを本件について見ると、まず、審査請求人の預金又は年金については、仮にこれらを差し押さえて換価したとしても本件各固定資産税等の徴収すべき金額を徴収することができないことは明らかである。

次に、審査請求人が所有する不動産について見てみると、まず、広島市所在の不動産のうち、本件土地以外のものについては、換価が困難であったり、評価額を超える債権について○を抵当権者とする抵当権設定登記がなされていたり、本件土地よりも評価額が高かったりすることから、本件土地よりも差押えに適しているとは認められない。

また、甲府市所在の不動産については、広島市から遠く離れた場所に所在し、公売は公売財産の所在する市町村において行うこととされている（国税徴収法第97条）こと等を考慮すると、少なくとも広島市所在の不動産に比べて換価が容易であるとは言えない。

(3) 以上のことを総合考慮すると、本件土地を差押財産として選択した処分庁の判断に著しく不合理な点があるとは認め難い。

3 超過差押えについて

(1) 法第373条第7項の規定によりその例によることとされる国税徴収法に規定する差押えについては、国税を徴収するために必要な財産以外の財産は差し押さえることができないと定められている（超過差押えの禁止。同法第48条第1項）。国税の徴収のため滞納者の財産を差し押さえる場合、当該差押えが超過差押えとなるか否かを判断するに当たっては、一般的には、差押財産の処分予定価額と徴収すべき滞納国税（延滞税等の附帯税を含む。）の額とを比較して判定すべきものであるとしても、

差押財産の価額が滞納国税の額を超過した場合に、直ちに当該差押えが超過差押えとして違法となるのではなく、滞納国税の額に比較して差押財産の価値が合理的な裁量の範囲を超え著しく高額であると認められるような特段の事情がある場合に、初めて当該差押えが違法となるものと解される。また、差押えに係る財産が、法律上分割できない場合、又は、分割することはできるが分割することにより物の経済的価値を著しく害する場合には、たとえその財産の価額が滞納国税の額を超過したとしても違法とはならないと解される（東京地裁平成4年（行ウ）第99号同5年8月31日判決に同旨）。

- (2) これを本件について見ると、本件土地の評価額は、3505万8000円であり、本件処分日現在における本件各固定資産税等の徴収すべき金額（129万5600円）を超過しているものの、当該徴収すべき金額に比較して差押財産の価値が合理的な裁量の範囲を超え著しく高額であると認められるような特段の事情があるとまではいえず（最高裁昭和46年6月25日第二小法廷判決（訟月18巻3号353ページ）参照）、また、本件土地は複数の筆ではなく、元々1筆の土地であるから、これを差し押さえることにつき、違法性はない。
- (3) 以上のとおり、本件処分において、徴収すべき金額に比較して差押財産の価値が合理的な裁量の範囲を超えて著しく高額であると認められるような特段の事情は認められず、したがって、本件土地の差押えをもって違法な超過差押えとまでいうことはできない。

4 その他

審査請求人のその他の主張が本件処分の違法性又は不当性に影響を及ぼすものではないことについては、審理員意見書のとおりである。

- 5 以上の次第であり、本件処分に違法性・不当性は、認められない。

広島市行政不服審査会合議体

委員（合議体長） 門田 孝、 委員 廣田 茂哲、 委員 福永 実